

令和5年度 相談支援事業実態調査報告

令和5年度 相談支援事業実態調査

はじめに

障害福祉サービスにおける相談支援事業は、平成18年に施行された障害者自立支援法において相談支援専門員が担い手として位置付けられました。その後、平成24年の法改正では障害者総合支援法に基づく福祉サービスの利用にはサービス等利用計画の作成が必要となり、相談支援事業は、障害者福祉の入口として重要な役割を担ってきました。

また、地域における相談支援の体制強化に向け、令和6年4月からは障害福祉サービス等報酬改定が実施されました。基幹相談支援センターの役割や指定特定・障害児相談支援事業の報酬体系の一部が見直され、質の高い相談支援の提供が求められています。

今回の調査では、事業所の体制は機能強化型の事業所が少しずつ増加しているものの、いまだ一人体制や兼務体制の事業所が多いことや、一般相談支援（地域移行・地域定着）の実績が伸びていないこと、各種加算の中で取得率が高い加算と低い加算があり、さらに地域によっても取得率の高低を確認することができました。また、協働体制によって機能強化型を取得する事業所が依然少ないことなどが分かってきました。

なお、今回の調査報告には掲載していませんが、指定特定相談支援のみを行っている事業所と指定特定相談支援と委託相談支援の両方を行っている事業所では、収支差率に大幅な開きがあるようです。安定した相談支援事業所の経営を目指すためには、更なる検証を行う必要があると思われます。

日々、基本相談支援、計画相談支援、一般相談支援（地域移行・地域定着）などの相談支援業務に追われる中、多岐にわたる調査項目にも関わらず、720事業所よりご回答頂きましたことに感謝を申し上げます。

今後も相談支援事業実態調査を継続し、各地域における相談支援の実情を「声」として上げていき、皆さまの事業運営にとって一助となるように努力して参ります。

今後とも本実態調査に対し、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

I. 調査の概要

1. 調査対象： 当協会が把握する全国の相談支援事業を実施する1,395事業所に調査票を送付し回答を求めた
2. 調査基準日： 令和5年4月1日現在
3. 回答のあった事業所数：事業所 720事業所（51.6%）

Ⅱ．事業所の概要

表１ 運営主体

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
地方自治体	0	1	3	0	2	1	0	0	0	7	1.0
社会福祉法人	41	67	177	57	49	67	81	47	102	688	95.6
社会福祉協議会	0	2	5	1	0	0	0	1	0	9	1.3
NPO法人	1	1	2	0	0	0	0	0	1	5	0.7
医療法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	6	1	2	1	0	0	0	11	1.5
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が95.6%（688事業所）を占めた。それ以外の経営主体の分布も含めて、令和４年度調査結果（以下、前年度とする）とほぼ同様の傾向である。【表１】

表２ 開設年月

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～2005年	4	10	28	7	8	14	16	6	12	105	14.6
2006年	8	13	18	8	11	13	13	6	12	102	14.2
2007年	3	5	7	3	0	2	0	1	3	24	3.3
2008年	1	0	3	3	2	1	4	0	1	15	2.1
2009年	1	3	4	1	3	1	2	1	1	17	2.4
2010年	1	1	3	0	2	0	0	0	0	7	1.0
2011年	1	1	3	4	1	0	2	1	4	17	2.4
2012年	11	22	53	15	13	16	21	16	32	199	27.6
2013年	6	7	34	2	6	14	7	5	16	97	13.5
2014年	4	4	13	12	4	2	5	2	8	54	7.5
2015年	0	3	5	0	1	1	1	4	2	17	2.4
2016年	1	2	3	0	1	2	0	2	3	14	1.9
2017年	0	0	6	0	0	0	4	0	2	12	1.7
2018年	0	0	2	0	0	0	1	2	3	8	1.1
2019年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.1
2020年	0	0	2	1	0	0	0	0	1	4	0.6
2021年	0	0	2	0	1	0	0	1	1	5	0.7
2022年	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0.3
2023年	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0.3
不明・無回答	1	1	7	2	0	2	3	1	1	18	2.5
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

相談支援事業所が開設されたのは、「2012年」が199事業所（27.6%）と最も多い。これは法改正に伴い、相談支援事業の対象者が拡大し、今後３年間で障害福祉サービスの利用者にはサービス等利用計画の作成が必要となったことが要因だと思われる。「2013年」も97事業所（13.5%）が開設しているが、それ以降の開設数は少なくなっている。「～2005年」、および「2006年」に開設した事業所が合計207事

業所（28.8％）と多いのは、障害者自立支援法が施行され、相談支援が市町村の事業になったことや、計画相談が個別給付化されたことが要因と推察される。【表2】

表3 事業の実施形態

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
『指定特定相談支援』を実施している	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	98.9
一般相談支援事業	24	33	75	19	32	42	40	22	34	321	44.6
地域移行支援	21	28	73	18	31	36	37	22	29	295	91.9
地域定着支援	24	31	68	16	31	36	35	22	34	297	92.5
『障害児相談支援』を実施している	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	74.9
『委託相談支援』を実施している	24	45	77	37	30	41	44	29	35	362	50.3
市町村委託相談支援	24	45	70	36	29	40	43	28	32	347	95.9
都道府県委託相談支援	0	1	1	0	2	0	1	1	1	7	1.9
『基幹相談支援センター』を受託している	5	5	23	9	2	11	10	1	12	78	10.8
実事業所数	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

回答のあった事業所720事業所のうち、712事業所（98.9％）は指定特定相談支援を実施しており、321事業所（44.6％）が一般相談支援事業を行っていた。委託相談支援を行っている事業所は362か所（50.3％）と半数を占め、そのほとんどが市町村委託相談支援を実施していた。基幹相談支援センターの受託事業者数については、今年度は10.8％と前年度（11.5％）から減少しており、未だ設置率の低さが窺える。【表3】

表4 事業所窓口の設置場所

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
市区町村役所内	1	3	1	2	1	0	3	1	1	13	1.8
公共施設内	3	1	16	2	2	7	5	4	3	43	6.0
障害福祉サービス事業所内	14	26	64	20	17	17	26	19	33	236	32.8
障害者支援施設内	11	20	67	20	21	21	31	19	32	242	33.6
単独	10	13	29	8	2	17	11	2	22	114	15.8
その他	2	5	7	5	8	3	4	1	8	43	6.0
無回答	1	4	9	2	2	4	1	2	4	29	4.0
実事業所数	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

相談支援事業所窓口の設置場所については、障害福祉サービス事業所内が236事業所（32.8％）、障害者支援施設内が242事業所（33.6％）と、事業所に併設されている窓口が合わせて478事業所（66.4％）あり、おおよそ7割を占める。また、単独で設置している事業所が前年度の109事業所（14.6％）から114事業所（15.8％）と微増している。【表4】

表5 土日等の対応（対応方法については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	33	56	128	44	41	55	61	34	82	534	74.2
平日と同様に職員が対応	4	7	20	4	0	12	11	2	10	70	13.1
携帯電話で対応	23	36	63	27	31	28	47	25	52	332	62.2
バックアップ施設等で対応	6	7	27	8	6	14	10	12	22	112	21.0
留守番電話で対応	6	8	26	8	10	11	1	4	12	86	16.1
その他	2	4	2	0	0	1	1	0	3	13	2.4
対応不可能	9	16	64	15	12	14	20	14	21	185	25.7
無回答	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.1
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

土日等の対応について対応可能と回答した事業所数は534事業所（74.2％）と、前年度の549事業所（73.3％）とほぼ同様である。内訳は、「平日と同様に職員が対応」が70事業所（13.1％）、「携帯電話で対応」が332事業所（62.2％）、「バックアップ施設等で対応」が112事業所（21.0％）であった。また、対応不可能は185事業所（25.7％）となっている。【表5】

表6 夜間の対応（対応方法については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
対応可能	31	47	109	40	39	52	53	34	78	483	67.1
平日と同様に職員が対応	1	1	4	1	0	2	1	2	4	16	3.3
携帯電話で対応	24	36	61	25	30	30	48	24	51	329	68.1
バックアップ施設等で対応	6	7	27	9	6	14	10	12	25	116	24.0
留守番電話で対応	6	7	29	9	10	13	1	5	12	92	19.0
その他	1	2	2	0	0	0	0	0	1	6	1.2
対応不可能	10	25	82	18	14	17	27	14	24	231	32.1
無回答	1	0	2	1	0	0	1	0	1	6	0.8
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

夜間に対応可能と回答した事業所は483事業所（67.1％）と前年度の507事業所（67.7％）とほぼ同様であった。内訳は、「平日と同様に職員が対応」が16事業所（3.3％）、「携帯電話で対応」が329事業所（68.1％）、「バックアップ施設等で対応」が116事業所（24.0％）であった。対応不可能は231事業所（32.1％）と前年度とほぼ同様だった。【表6】

表7 事例検討等の実施状況（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
事業所内で事例検討会を実施している	29	37	115	33	30	48	49	28	63	432	60.0
協議会での事例検討会に参加している	23	50	112	41	34	50	61	33	70	474	65.8
地域内での事例検討会に参加している	18	34	89	31	31	26	44	29	49	351	48.8
事例検討会には参加していない	2	3	8	2	0	2	2	1	3	23	3.2
事業所実数	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

事例検討等の実施状況については、事業所内で実施が432事業所（60.0%）、協議会での事例検討会への参加が474事業所（65.8%）、地域内での事例検討会への参加が351事業所（48.8%）であった。事例検討会には参加していない事業所は23か所（3.2%）と前年度（3.7%）とほぼ同様の傾向であり、ほとんどの事業所がいずれかの形で事例検討を行っている。【表7】

表8 サービス等利用計画作成の検証・評価（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
事業所内で検証・評価を行っている	18	38	119	29	28	42	42	26	68	410	56.9
協議会内で検証・評価を行っている	4	8	23	6	8	13	11	8	11	92	12.8
地域内で検証・評価を行っている	3	2	23	2	4	8	7	4	9	62	8.6
十分に行うことができていない	22	29	51	27	21	23	31	17	33	254	35.3
事業所実数	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

サービス等利用計画作成の検証・評価について事業所内で実施が410事業所（56.9%）、協議会で実施が92事業所（12.8%）、地域内で実施が62事業所（8.6%）、十分に行えていない事業所が254か所（35.3%）あった。協議会や地域などの第三者機関におけるサービス等利用計画の検証・評価についてはまだまだ不十分と考えられる。【表8】

表9 指定特定事業所における委託業務との兼務について

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
指定特定相談支援のみ実施している	17	27	109	21	23	26	36	19	68	346	48.6
指定特定相談支援と委託相談支援を実施している	24	45	74	37	29	41	44	27	33	354	49.7
委託との兼務は認めていない	2	2	12	2	0	1	0	1	2	22	3.1
要綱上認められている	8	16	27	16	17	20	18	10	13	145	20.4
要綱には記載はないが認められている	13	23	28	15	9	17	22	11	14	152	21.3
その他	0	0	1	0	0	2	0	3	2	8	1.1
不明・無回答	1	0	5	0	1	2	1	0	2	12	1.7
指定特定相談支援事業所数	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

指定特定相談支援を実施していると回答のあった712事業所のうち、指定特定相談支援のみ実施している事業所が346か所（48.6%）、指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所は354か所（49.7%）とおおよそ半数は委託相談支援を行っている。指定特定相談支援と委託相談支援の両方を実施している354事業所のうち、指定特定と委託の兼務が認められていないのはわずか22事業所（3.1%）と少なく、重層的な相談支援体制における業務の役割分担の観点からも、今後検証が必要と考える。【表9】

Ⅲ. 指定特定相談支援

表10 サービス等利用計画等の対象

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
知的障害	42	71	182	56	51	67	78	44	99	690	96.9
身体障害	34	68	148	45	46	56	67	35	91	590	82.9
精神障害	34	68	136	41	45	56	67	38	93	578	81.2
発達障害	29	63	128	44	45	51	69	36	82	547	76.8
高次脳機能障害	23	50	101	31	36	38	44	23	61	407	57.2
難病	23	45	88	29	31	40	42	22	57	377	52.9
その他	3	1	12	8	3	4	1	1	4	37	5.2
指定特定相談支援事業所数	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

サービス等利用計画の対象については、知的障害が690事業所（96.9%）、身体障害が590事業所（82.9%）、精神障害が578事業所（81.2%）、発達障害が547事業所（76.8%）であり、高次脳機能障害、難病もおおよそ5割～6割になっている。障害種別にかかわらず計画相談支援が進んでいることが推察される。【表10】

表11-1 サービス等利用計画新規計画作成件数（令和4年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	6	7	42	10	4	9	13	5	11	107	15.0
1件～20件	22	51	94	37	32	43	52	29	67	427	60.0
21件～40件	4	1	8	2	5	4	1	2	3	30	4.2
41件～60件	1	0	5	1	0	0	0	0	2	9	1.3
61件～80件	1	0	1	0	0	0	0	0	1	3	0.4
81件～100件	1	0	1	0	0	0	1	0	0	3	0.4
101件以上	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3	0.4
不明・無回答	7	12	37	7	12	13	14	10	18	130	18.3
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100
総件数	460	449	1,289	558	395	368	543	218	715	4,995	—
平均件数	13.1	7.5	8.5	10.9	9.6	6.6	8.1	6.1	8.4	8.6	—

各事業所の令和4年度におけるサービス等利用計画新規作成件数は1件～20件が427事業所（60.0%）と6割を占め前年度（69.4%）より減少している。0件が107事業所（15.0%）あるが、不明・無回答が130事業所（18.3%）あるため、全体を通した評価は難しい。【表11-1】

表11-2 サービス等利用計画新規計画作成件数（令和4年度）（指定特定相談支援のみ実施している事業所）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	4	2	32	6	2	5	10	3	8	72	20.8
1件～20件	7	21	53	14	15	15	20	11	47	203	58.7
21件～40件	1	0	1	0	1	0	0	0	1	4	1.2
41件～60件	0	0	2	0	0	0	0	0	2	4	1.2
61件～80件	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.3
81件～100件	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.3
101件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	5	4	20	1	5	6	6	5	9	61	17.6
計	17	27	109	21	23	26	36	19	68	346	100

表11-3 サービス等利用計画新規計画作成件数（令和4年度）（指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	2	5	10	3	2	4	3	2	1	32	9.0
1件～20件	14	30	39	23	16	27	31	18	20	218	61.6
21件～40件	3	1	6	2	4	4	1	2	2	25	7.1
41件～60件	1	0	3	1	0	0	0	0	0	5	1.4
61件～80件	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0.6
81件～100件	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0.6
101件以上	0	1	0	1	0	0	0	0	1	3	0.8
不明・無回答	2	8	15	7	7	6	8	5	9	67	18.9
計	24	45	74	37	29	41	44	27	33	354	100

指定特定相談支援のみ実施している事業所と指定特定相談支援と委託相談支援の両方を実施している事業所の新規計画作成件数を比較してみると、「1件～20件」の割合は指定特定相談支援のみ実施している事業所は58.7%、指定特定相談支援と委託相談支援の両方を実施している事業所は61.6%といずれもおおよそ6割を占める。しかし、それよりも件数の多い区分では、指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所の割合の方が多い。理由としては指定特定相談支援と委託相談支援を実施している事業所の方が複数名の相談支援専門員を配置していることが多いことや、基本相談で受けた相談を他の相談支援事業所へ引き継ぐことが難しい状況等が推測されるが、詳しい理由については今後調査をしていく必要があると思われる。【表11－2】【表11－3】

表12 機能強化型サービス利用支援費の状況（協働体制の確保については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象	9	7	13	10	17	21	12	4	23	116	16.3
機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象	4	3	17	5	6	5	14	4	14	72	10.1
機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象	4	17	32	5	7	9	13	9	13	109	15.3
機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象	0	5	7	4	2	1	8	1	0	28	3.9
機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない	17	27	87	26	14	21	24	20	39	275	38.6
サービス利用支援費（Ⅰ）の対象	11	20	50	19	12	13	20	16	23	184	66.9
サービス利用支援費（Ⅱ）の対象	0	0	3	1	0	1	2	0	0	7	2.5
不明・無回答	8	13	32	8	7	12	10	8	14	112	15.7
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100
（複数事業所で協働体制を）確保している	1	1	6	0	4	1	4	0	1	18	—
確保していない	6	12	28	7	8	13	14	10	14	112	—

機能強化型サービス利用支援費について、機能強化型Ⅰ～Ⅳのいずれかを取得している事業所は合わせて325か所（45.6%）あるが、取得していない事業所も275事業所（38.6%）あり、依然として職員が1名のみの事業所や兼務の事業所の多さが推察される。また、協働体制により機能強化型の要件を満たしている事業所は重複計上の可能性も含めて18か所のみであり、協働体制による加算の取得が進んでいないと思われる。取得が進まない原因については、地域生活支援拠点等の整備が進んでいないことも一つの原因と思われる。【表12】

表13-1 サービス等利用計画作成件数（令和4年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	0	0	3	0	0	0	3	1	0	7	1.0
1件～50件	12	11	61	11	7	18	18	8	25	171	24.0
51件～100件	15	24	36	17	11	16	18	17	30	184	25.8
101件～150件	2	11	23	9	13	4	17	12	21	112	15.7
151件～200件	4	9	26	11	12	13	10	1	13	99	13.9
201件以上	9	13	31	9	8	14	11	6	12	113	15.9
不明・無回答	0	4	8	1	2	4	4	1	2	26	3.7
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100
総件数	5,414	8,697	21,279	7,500	7,427	8,438	9,168	5,061	11,135	84,119	—
平均件数	128.9	127.9	118.2	131.6	145.6	129.8	119.1	112.5	110.2	122.6	—

サービス等利用計画作成件数について、51件～100件が最も多く184事業所（25.8%）、次いで1件～50件が171事業所（24.0%）、201件以上が113事業所（15.9%）、101件～150件が112事業所（15.7%）、151件～200件が99事業所（13.9%）となっている。【表13-1】

表13-2 サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成件数（令和4年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	1	3	12	4	0	6	9	4	2	41	5.8
1件～50件	18	42	86	36	23	28	32	22	52	339	47.6
51件～100件	10	7	30	8	19	14	15	13	25	141	19.8
101件～150件	4	5	6	5	5	1	3	2	5	36	5.1
151件～200件	5	1	8	1	0	2	0	0	3	20	2.8
201件以上	0	1	3	0	1	0	1	0	2	8	1.1
不明・無回答	4	13	43	4	5	18	21	5	14	127	17.8
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100
総件数	2,504	2,704	7,475	2,250	2,829	2,076	2,454	1,860	4,701	28,853	—
平均件数	65.9	45.8	51.6	41.7	58.9	40.7	40.9	45.4	52.8	49.3	—

サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成件数は、1～50件が339事業所（47.6%）と最も多く、次いで51件～100件が141事業所（19.8%）となっている。一方で0件も41事業所（5.8%）あり、相談支援事業のみを行っている法人の事業所の場合や、自法人の福祉サービスの利用者については、計画作成を行わないこととしている場合等が考えられる。【表13-2】

表13-3 サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成の占める割合(令和4年度) (事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	12	4	18	1	2	3	6	2	6	54	7.6
～9割	3	1	9	7	3	4	1	3	9	40	5.6
～8割	5	3	17	1	1	3	4	4	7	45	6.3
～7割	0	6	10	2	6	4	4	4	11	47	6.6
～6割	2	6	12	2	6	2	7	5	10	52	7.3
～5割	5	10	17	10	9	3	6	4	12	76	10.7
～4割	6	9	16	8	8	9	6	7	17	86	12.1
～3割	2	6	21	5	9	9	5	3	8	68	9.6
～2割	0	4	5	9	3	5	7	4	6	43	6.0
～1割	3	10	18	9	1	9	12	4	3	69	9.7
不明・無回答	4	13	45	4	5	18	23	6	14	132	18.5
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

サービス等利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している者の計画作成の占める割合は、全体的に幅広く分布している。「～4割」が最も多く86事業所(12.1%)、「～5割」が76事業所(10.7%)と続いている。【表13-3】

表14-1 モニタリング件数(令和4年度) (事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	0	0	3	0	0	0	4	2	0	9	1.3
1件～50件	3	2	21	3	1	8	3	3	4	48	6.7
51件～100件	3	1	21	7	2	9	7	7	11	68	9.6
101件～150件	8	9	18	3	4	5	3	8	12	70	9.8
151件～200件	4	9	19	8	4	6	5	2	9	66	9.3
201件以上	24	47	97	36	40	36	55	23	65	423	59.4
不明・無回答	0	4	9	1	2	5	4	1	2	28	3.9
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100
総件数	16,821	25,660	51,619	21,145	23,996	17,578	24,376	11,082	28,319	220,596	—
平均件数	343.3	366.6	298.4	335.6	452.8	297.9	325.0	226.2	304.5	322.5	—

モニタリング件数については201件以上が423事業所(59.4%)と最も多く、続いて101件～150件が70事業所(9.8%)、51件～100件が68事業所(9.6%)、151件～200件が66事業所(9.3%)と続いている。【表14-1】

表14-2 モニタリングのうち、自法人のサービスのみ利用している者のモニタリング件数(令和4年度) (事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	1	3	9	3	0	6	10	5	4	41	5.8
1件～50件	5	13	35	15	5	12	10	9	16	120	16.9
51件～100件	5	16	30	13	12	13	9	11	22	131	18.4
101件～150件	7	8	24	10	8	9	11	7	14	98	13.8
151件～200件	5	4	14	3	3	2	8	4	10	53	7.4
201件以上	16	15	32	10	18	8	12	5	24	140	19.7
不明・無回答	3	13	44	4	7	19	21	5	13	129	18.1
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100
総件数	8,413	8,692	20,359	6,689	8,440	5,329	7,480	4,327	13,994	83,723	—
平均件数	195.7	144.9	146.5	111.5	175.8	113.4	126.8	98.3	168.6	143.6	—

モニタリングのうち、自法人のサービスのみ利用している者のモニタリング件数は、201件以上が140事業所(19.7%)と最も多く、続いて51件～100件が131事業所(18.4%)、1件～50件が120事業所(16.9%)、となっていた。全体的に幅広く分布している。【表14-2】

表14-3 モニタリング作成件数のうち、自法人のサービスのみ利用している者のモニタリング件数の割合(令和4年度) (事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	15	5	24	5	2	5	6	3	9	74	10.4
～9割	4	3	15	2	2	3	4	1	9	43	6.0
～8割	3	6	11	2	4	5	5	4	9	49	6.9
～7割	3	2	7	1	5	0	4	4	9	35	4.9
～6割	1	4	17	5	5	5	4	4	12	57	8.0
～5割	4	8	12	7	5	3	6	6	9	60	8.4
～4割	3	5	20	6	9	7	7	7	16	80	11.2
～3割	3	11	9	9	7	7	4	4	5	59	8.3
～2割	0	6	9	7	4	8	8	1	6	49	6.9
～1割	3	9	18	10	3	7	9	5	6	70	9.8
不明・無回答	3	13	46	4	7	19	24	7	13	136	19.1
計	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

【表14-2】とおおむね同様であり、全体的に幅広く分布しているのは、前年度と同様の傾向である。【表14-3】

表15 モニタリング設定の協議（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	6	5	27	1	6	6	8	2	9	70	9.8
必要に応じて協議している	32	49	127	47	39	50	62	30	68	504	70.8
特に協議していない	5	19	28	10	7	8	10	15	23	125	17.6
指定特定相談支援事業所件数	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

モニタリング回数設定の協議については、「必要に応じて協議している」が504業所（70.8%）、「必ず協議している」が70事業所（9.8%）となっていた。「特に協議しない」は125事業所（17.6%）と前年度と比較して僅かに増加している。【表15】

表16 モニタリングの回数の設定（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数（旧基準）	13	13	63	9	14	18	12	18	35	195	27.4
国が定めている標準回数（新基準）	34	64	143	51	47	47	59	38	86	569	79.9
個別に回数を設定	19	31	72	32	30	33	45	14	43	319	44.8
その他	0	0	2	0	2	3	0	0	3	10	1.4
指定特定相談支援事業所件数	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

モニタリングの回数の設定について、国の新基準を設定している事業所が569か所（79.9%）、国の旧基準を設定している事業所が195か所（27.4%）、個別に回数を設定している事業所が319か所（44.8%）であった。旧基準の回数設定としている事業所の割合は前年度（27.5%）とほぼ同様だった。【表16】

表17 モニタリング回数（年間）

（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	1,498	666	1,987	743	1,515	1,215	982	908	1,995	11,509	11.4
2回	5,280	7,522	12,477	5,362	6,221	3,779	5,968	3,606	7,992	58,207	57.5
3回	275	881	1,783	680	696	1,295	1,039	305	937	7,891	7.8
4回以上	1,315	2,960	5,896	2,840	2,366	2,230	2,327	872	2,901	23,707	23.4
計	8,368	12,029	22,143	9,625	10,798	8,519	10,316	5,691	13,825	101,314	100

年間モニタリング回数は2回が57.5%と最も多い。前年度は1回が12.1%であったが、本年度は11.4%と、減少傾向にあるものの、未だに旧基準でのモニタリングを設定しているところがある。【表17】

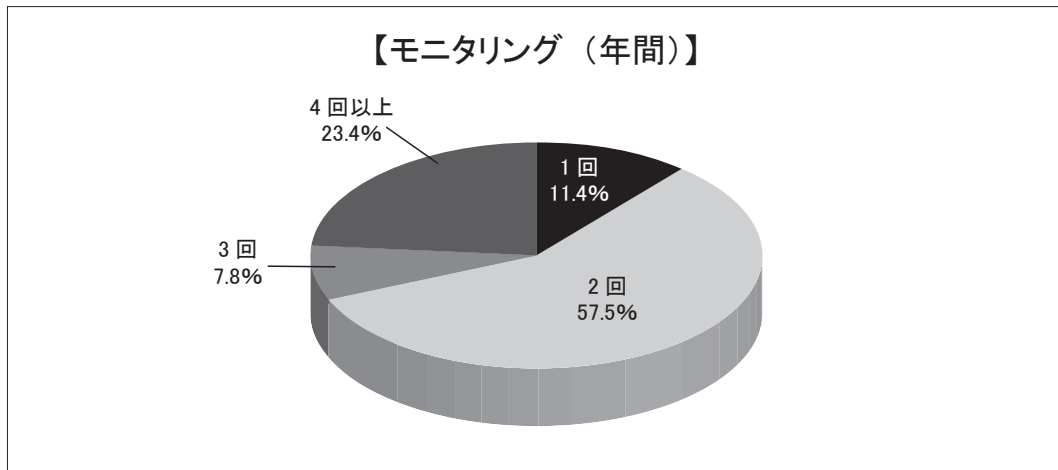


表18 アセスメント時の認定調査の依頼

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
依頼がある	20	20	54	16	25	20	28	18	30	231	32.4
a.全てのケースについて受け入れている	6	6	20	6	14	11	10	4	8	85	36.8
b.ケースの内容によって検討している	12	11	33	9	11	9	14	13	22	134	58.0
c.依頼はあるが断っている	2	2	0	0	0	0	1	0	0	5	2.2
依頼はない	13	42	109	36	20	35	45	22	60	382	53.7
無回答	9	10	25	6	8	14	8	6	13	99	13.9
指定特定相談支援事業所数	42	72	188	58	53	69	81	46	103	712	100

アセスメント時の認定調査の依頼について「依頼はない」が382事業所（53.7%）と半数以上であった。一方で、「依頼がある」と回答した231事業所（32.4%）のうち、「依頼はあるが断っている」は5事業所（2.2%）と少なく、「依頼があれば全て受け入れる」、「ケースの内容によって検討している」と回答した事業所が合わせておよそ9割を占めた。【表18】

Ⅳ. 市町村からの委託相談支援

表19 委託相談支援事業の窓口所在地

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
指定特定相談支援事業所と同じ場所	22	44	57	29	25	37	39	27	30	310	89.3
指定特定相談支援事業所と異なる場所	0	0	11	5	1	2	2	0	0	21	6.1
不明・無回答	2	1	2	2	3	1	2	1	2	16	4.6
計	24	45	70	36	29	40	43	28	32	347	100

市町村から委託相談支援の指定を受けている相談支援事業所347か所のうち、310事業所（89.3%）が指定特定相談支援事業所と同じ場所に窓口を設けていた。異なる場所に窓口を設けているのは21事業所（6.1%）と少ない。【表19】

表20 委託業務内容

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延
相談支援	22	44	60	32	26	33	41	28	28	314
協議会（自立支援協議会）事務局	13	18	32	28	14	26	25	18	17	191
虐待相談窓口	3	6	6	7	4	5	4	3	3	41
その他	0	2	6	2	0	4	2	0	1	17
事業所数	24	45	70	36	29	40	43	28	32	347

委託業務内容は相談支援が314事業所、協議会事務局が191事業所、虐待相談窓口が41事業所となっている。協議会事務局は前年度と比較して僅かに増え、虐待相談窓口は減少した。【表20】

表21 市町村相談支援事業の委託市区町村数

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1 市区町村	20	26	51	21	20	27	32	12	19	228	65.7
2 市区町村	0	9	1	3	3	5	3	6	2	32	9.2
3 市区町村	2	5	4	4	3	1	2	5	4	30	8.6
4 市区町村	0	2	2	3	1	3	2	1	2	16	4.6
5 市区町村	1	1	2	2	0	1	2	3	0	12	3.5
6 市区町村以上	0	1	5	2	0	2	0	1	2	13	3.7
不明・無回答	1	1	5	1	2	1	2	0	3	16	4.6
計	24	45	70	36	29	40	43	28	32	347	100

市町村相談支援事業の委託市区町村数は、1 市区町村が228事業所（65.7%）と最も多く、複数市区町村からの委託は合わせて103事業所（29.7%）となっている。【表21】

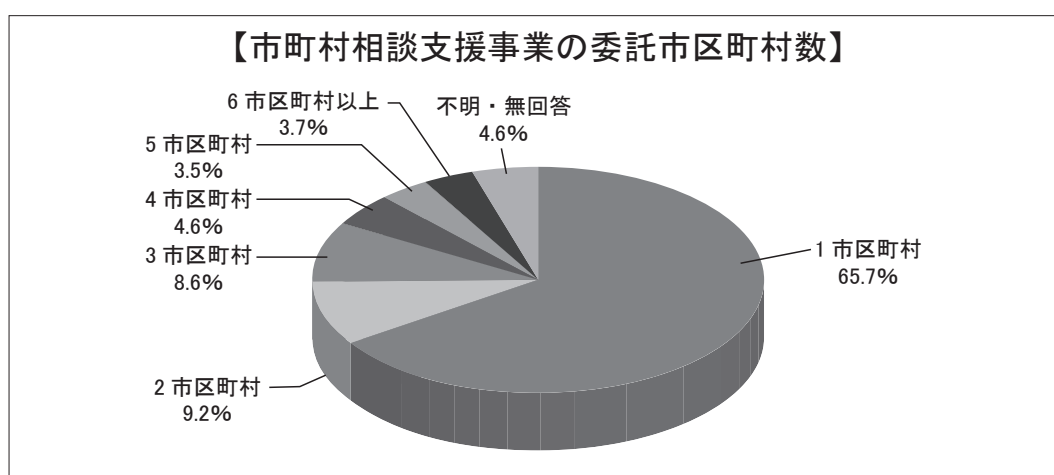


表22 協議会の運営委託市区町村数

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1 市区町村	9	11	21	15	11	19	19	4	9	118	61.8
2 市区町村	0	3	1	4	2	2	2	6	1	21	11.0
3 市区町村	1	3	1	2	0	0	0	3	2	12	6.3
4 市区町村	0	0	2	3	1	1	2	0	1	10	5.2
5 市区町村	1	0	1	0	0	0	0	3	0	5	2.6
6 市区町村以上	0	0	3	0	0	2	0	2	0	7	3.7
不明・無回答	2	1	3	4	0	2	2	0	4	18	9.4
計	13	18	32	28	14	26	25	18	17	191	100

協議会の運営委託については、委託相談支援事業を実施している347事業所のうち、およそ半数の191事業所（55.0%）が運営委託を受けている。運営委託市区町村数は1 市区町村が118事業所（61.8%）と最も多いが、複数の市区町村から委託を受けている事業所も55事業所（28.8%）と3割弱を占める。【表22】

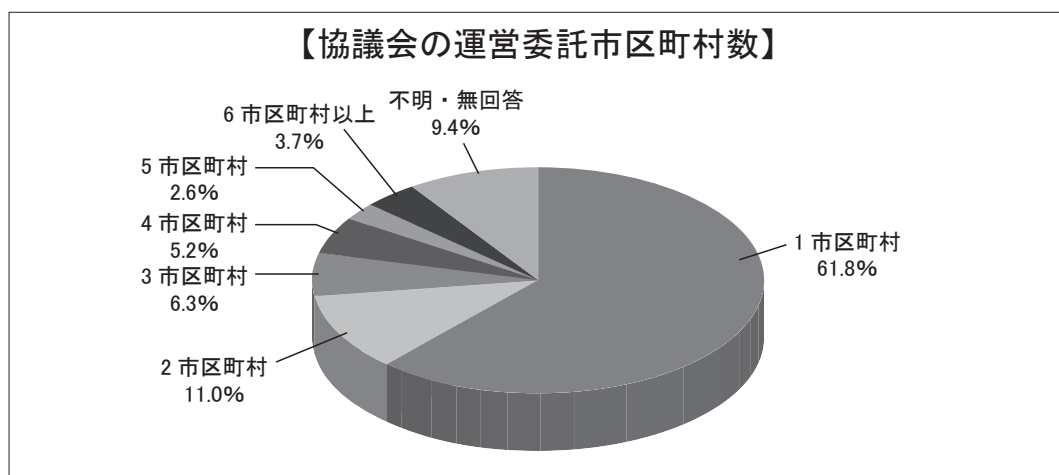


表23 委託市区町村（相談支援事業・協議会）の委託人口規模

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1万人未満	7	1	0	0	3	2	2	1	0	16	4.6
1万人以上5万人未満	5	11	9	4	8	5	11	12	11	76	21.9
5万人以上10万人未満	3	12	12	5	8	12	8	4	9	73	21.0
10万人以上30万人未満	5	15	28	14	3	10	16	7	5	103	29.7
30万人以上50万人未満	1	2	10	4	4	4	2	2	1	30	8.6
50万人以上100万人未満	0	0	3	5	2	3	2	1	2	18	5.2
100万人以上	2	3	4	0	0	2	0	0	2	13	3.7
不明・無回答	1	1	4	4	1	2	2	1	2	18	5.2
事業所数	24	45	70	36	29	40	43	28	32	347	100

委託市区町村の人口規模は10万人以上30万人未満が103事業所（29.7%）と最も多く、次いで1万人以上5万人未満が76事業所（21.9%）、5万人以上10万人未満が73事業所（21.0%）と、委託相談支援事業所の約半数は5万人以上30万人未満の人口規模が占めた。【表23】

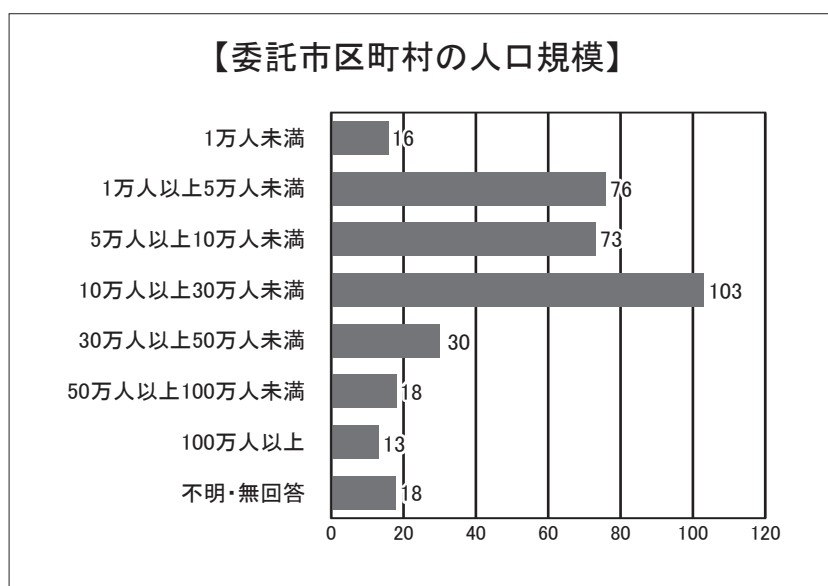


表24 障害種別相談者数（令和4年度）

（人数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計／延	%
知的障害	3,714	2,913	4,529	4,777	4,346	5,488	2,540	2,522	1,610	32,439	35.8
身体障害	787	740	1,473	1,246	982	5,597	875	354	655	12,709	14.0
精神障害	1,529	1,409	3,918	1,628	1,562	2,885	1,736	600	1,130	16,397	18.1
発達障害	647	261	1,026	397	479	425	532	191	496	4,454	4.9
児童	1,188	799	1,838	1,609	594	3,696	3,101	865	2,880	16,570	18.3
難病	94	64	73	79	3	48	32	19	50	462	0.5
その他	511	129	526	256	917	2,727	323	66	849	6,304	7.0
委託相談実人数	8,503	6,335	13,868	10,101	8,987	20,984	9,169	4,657	7,995	90,599	100
うち令和4年度新規相談者	816	632	3,043	1,292	692	1,796	1,283	1,000	2,073	12,627	—
1事業所あたりの相談者数	404.9	162.4	227.3	297.1	321.0	582.9	254.7	172.5	266.5	290.4	—

委託相談の障害種別相談者数について、「知的障害」が35.8%と最も多く、「児童」（18.3%）、「精神障害」（18.1%）と続いた。障害種別等を問わない相談支援の実施状況が確認できる。【表24】

V. 障害児相談支援

表25 障害児支援利用計画の新規計画作成件数（令和4年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	6	19	37	10	7	15	10	7	9	120	22.3
1件～20件	15	36	74	27	25	25	29	20	44	295	54.7
21件～40件	3	1	10	3	0	1	8	5	5	36	6.7
41件～60件	0	0	3	3	1	0	3	0	5	15	2.8
61件～80件	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3	0.6
81件～100件	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0.4
101件以上	0	0	0	0	1	2	1	0	0	4	0.7
不明・無回答	2	6	15	4	8	7	9	4	9	64	11.9
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100
総件数	251	259	818	422	333	415	782	291	777	4,348	—
平均件数	10.0	4.6	6.6	9.8	9.8	9.7	15.0	9.1	12.1	9.2	—

障害児支援利用計画の令和4年度における新規計画作成件数については、1件～20件が295事業所（54.7%）と最も多い。次いで0件が120事業所（22.3%）あり、総件数は4,348件と前年度の6,174件より大幅に減少しており、平均件数も11.6件から9.2件に減少している。新規計画作成の受け入れが困難な状態が予測されるとともに、障害児と障害者の計画策定の分業化などが進んでいないか、次年度以降も引き続き調査分析が必要であろう。【表25】

表26 機能強化型サービス利用支援費の状況（協働体制の確保については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象	8	7	9	8	15	21	13	3	19	103	19.1
機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象	4	2	16	3	5	6	12	4	12	64	11.9
機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象	3	13	28	5	3	7	10	9	12	90	16.7
機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象	0	4	4	5	1	1	7	1	1	24	4.5
機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない	7	21	53	18	12	10	12	15	21	169	31.4
サービス利用支援費（Ⅰ）の対象	4	14	29	11	9	5	10	12	11	105	62.1
サービス利用支援費（Ⅱ）の対象	0	0	3	1	0	0	2	1	0	7	4.1
不明・無回答	5	15	29	8	6	5	8	4	9	89	16.5
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100
（複数事業所で協働体制を）確保している	0	1	4	3	1	1	2	0	2	14	—
確保していない	6	7	20	5	4	6	14	7	10	79	—

機能強化型サービス利用支援費の対象分布については、Ⅰ～Ⅳいずれの対象でもない事業所が169か所（31.4%）と最も多い。理由として、相談支援専門員が1名のみ配置されている事業所の多さ等が背景として推察される。次いで多い機能強化型Ⅰ事業所が103か所（19.1%）であることから、相談支援専門員の配置体制の二極化が進んでいる可能性が推察される。

また、複数事業所での協働体制を確保している事業所は重複計上の可能性も含めて前年度から5か所増えたものの14か所と少なく、協働体制の確保による加算の取得が進んでいない実態が確認できた。今後、背景にある課題などについての調査が必要であろう。【表26】

表27－1 障害児支援利用計画作成件数（令和4年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	2	7	11	3	2	8	4	1	2	40	7.4
1件～20件	11	20	49	18	14	15	18	10	21	176	32.7
21件～40件	4	14	26	6	7	5	9	4	10	85	15.8
41件～60件	2	5	15	5	3	7	5	2	9	53	9.8
61件～80件	2	3	7	4	4	3	4	8	6	41	7.6
81件～100件	2	2	10	3	3	3	1	4	3	31	5.8
101件以上	3	7	16	7	9	8	20	7	23	100	18.6
不明・無回答	1	4	5	1	0	1	1	0	0	13	2.4
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100
総件数	1,098	2,196	6,092	2,525	2,741	3,849	6,434	2,430	6,643	34,008	—
平均件数	42.2	37.9	45.5	54.9	65.3	78.6	105.5	67.5	89.8	64.7	—

令和４年度の障害児支援利用計画作成件数について、１件～20件が176事業所（32.7％）と最も多く、次いで101件以上が100事業所（18.6％）あった。しかし、指定は受けているものの障害児支援利用計画を作成していない事業所が現在も40事業所（7.4％）存在する。【表27－１】

表27－２ 障害児支援利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成件数（令和４年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
０件	14	28	55	36	22	22	24	13	28	242	44.9
１件～20件	4	14	34	3	8	4	10	14	17	108	20.0
21件～40件	1	3	1	1	0	2	6	5	3	22	4.1
41件～60件	1	1	3	0	1	1	2	0	5	14	2.6
61件～80件	0	0	2	0	0	0	1	1	3	7	1.3
81件～100件	0	0	1	1	1	1	1	0	1	6	1.1
101件以上	0	0	2	0	1	1	2	0	5	11	2.0
不明・無回答	7	16	41	6	9	19	16	3	12	129	23.9
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100
総件数	123	212	1,152	145	416	358	847	311	1,742	5,306	—
平均件数	5.6	4.6	11.5	3.5	12.2	11.5	18.4	9.4	27.7	12.7	—

障害児支援利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成の件数は、０件が242事業所（44.9％）と最も多かった。自法人の利用児のみならず、幅広く障害児相談支援が行われていることが確認できる。【表27－２】

表27－３ 障害児支援利用計画のうち、自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成件数の割合（令和４年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	0	0	6	0	2	0	1	0	3	12	2.2
～９割	1	2	3	0	0	0	2	1	2	11	2.0
～８割	1	0	2	0	0	1	0	0	5	9	1.7
～７割	0	0	2	0	0	0	2	0	1	5	0.9
～６割	0	2	1	0	0	0	0	0	1	4	0.7
～５割	1	2	0	0	1	1	2	0	4	11	2.0
～４割	0	0	5	1	0	0	2	3	3	14	2.6
～３割	0	5	3	0	1	1	1	5	0	16	3.0
～２割	3	5	11	1	2	1	6	3	4	36	6.7
～１割	15	26	62	39	29	23	28	20	39	281	52.1
不明・無回答	6	20	44	6	7	23	18	4	12	140	26.0
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100

障害児支援利用計画における自法人のサービスのみ利用している児童への計画作成件数の割合が１割以下の事業所は281か所（52.1％）と、例年の傾向と大きな変化は見られない。【表13－３】の「～１割」が69事業所（9.7％）であることと大きな差があることも例年と同様である。【表27－３】

表28－1 モニタリング件数（令和4年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	4	7	11	3	2	9	5	2	3	46	8.5
1件～20件	7	10	37	14	8	12	10	12	14	124	23.0
21件～40件	2	9	21	9	4	7	7	3	12	74	13.7
41件～60件	2	15	14	1	3	4	5	5	8	57	10.6
61件～80件	1	5	11	4	6	4	3	4	2	40	7.4
81件～100件	2	3	12	3	2	1	3	0	0	26	4.8
101件～200件	4	5	9	4	9	4	13	8	17	73	13.5
201件以上	2	3	14	3	6	4	11	2	16	61	11.3
不明・無回答	3	5	10	6	2	5	5	0	2	38	7.1
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100
総件数	1,580	3,100	9,214	2,396	4,426	2,997	7,586	2,347	8,907	42,553	—
平均件数	65.8	54.4	71.4	58.4	110.7	66.6	133.1	65.2	123.7	84.9	—

モニタリング件数についても障害児支援利用計画作成と同様に、1件～20件が124事業所（23.0％）と最も多く、次いで21件～40件が74事業所（13.7％）、101件～200件が73事業所（13.5％）であった。【表28－1】

表28－2 モニタリング件数のうち、自法人のサービスのみ利用している児童へのモニタリング件数(令和4年度)(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	14	28	53	33	22	23	22	14	28	237	44.0
1件～20件	1	12	25	3	7	4	9	14	18	93	17.3
21件～40件	1	4	6	0	1	1	5	2	1	21	3.9
41件～60件	4	1	2	1	0	1	1	3	2	15	2.8
61件～80件	0	0	1	1	0	0	2	0	4	8	1.5
81件～100件	0	1	2	0	1	0	1	0	1	6	1.1
101件～200件	0	0	5	0	0	0	3	0	7	15	2.8
201件以上	0	0	2	0	2	2	0	0	2	8	1.5
不明・無回答	7	16	43	9	9	19	19	3	11	136	25.2
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100
総件数	225	328	2,147	138	692	777	935	289	2,259	7,790	—
平均件数	10.2	7.1	21.9	3.3	20.4	24.3	21.3	8.8	35.3	18.8	—

自法人のサービスのみ利用している障害児のモニタリング件数について、0件と回答した事業所が237か所(44.0%)と最も多く、障害児支援利用計画作成と同様に、自法人の利用児以外のモニタリングを実施していることが確認できる。【表28－2】

表28－3 モニタリング件数のうち、自法人のサービスのみ利用している児童へのモニタリング件数の割合(令和4年度)(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
～10割	2	1	6	0	1	1	4	1	7	23	4.3
～9割	0	1	4	0	0	0	1	0	3	9	1.7
～8割	0	0	3	0	0	0	1	0	1	5	0.9
～7割	1	1	2	0	1	0	1	0	3	9	1.7
～6割	0	2	1	0	0	1	1	0	2	7	1.3
～5割	0	2	2	0	1	1	2	0	1	9	1.7
～4割	2	1	5	1	0	0	1	5	3	18	3.3
～3割	0	2	3	0	1	1	2	3	2	14	2.6
～2割	1	4	7	2	1	2	4	3	4	28	5.2
～1割	12	28	58	34	28	20	23	19	35	257	47.7
不明・無回答	9	20	48	10	9	24	22	5	13	160	29.7
計	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100

自法人のサービスのみ利用している障害児のモニタリング件数の割合が1割以下の事業所は257か所(47.7%)と【表27－3】と同様の傾向である。【表14－3】と比べ、自法人のサービス利用児のみのモニタリングの実施率の低さが見られる。【表28－3】

表29 モニタリング設定の協議（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
必ず協議している	3	4	16	2	5	5	7	2	8	52	9.6
必要に応じて協議している	19	30	87	30	32	32	44	21	51	346	64.2
特に協議していない	4	18	24	11	5	7	8	14	14	105	19.5
障害児相談支援事業所件数	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100

モニタリング回数設定の協議については、「必ず協議している」が52事業所（9.6%）、「必要に応じて協議している」が346事業所（64.2%）と、398事業所（73.8%）が、モニタリングの設定について協議しており、前年度と大きな変化は見られない。【表29】

表30 モニタリングの回数の設定（重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
国が定めている標準回数（旧基準）	6	7	43	8	10	7	14	11	23	129	23.9
国が定めている標準回数（新基準）	22	44	98	36	34	31	40	27	59	391	72.5
個別に回数を設定	11	23	47	21	21	17	31	9	33	213	39.5
その他	0	1	5	0	0	3	0	1	1	11	2.0
障害児相談支援事業所件数	27	62	139	47	42	50	62	36	74	539	100

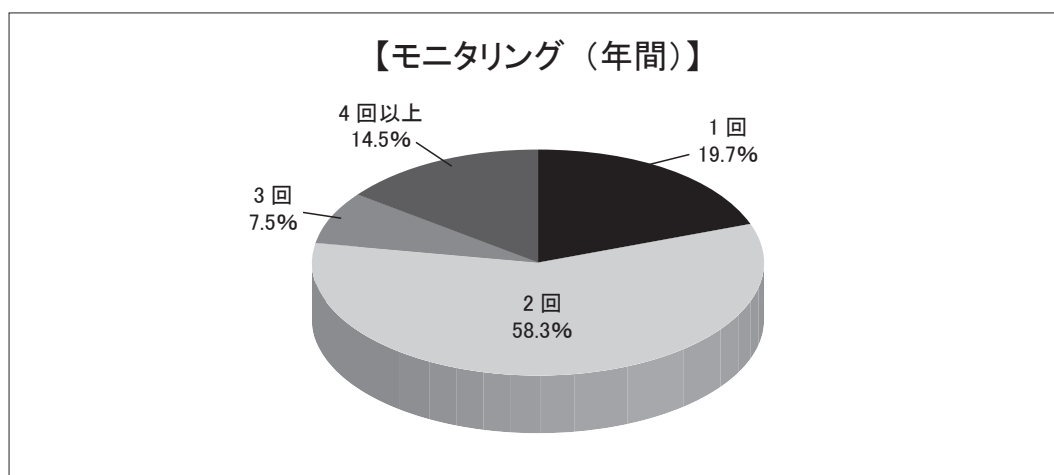
モニタリング回数については「国が定めている標準回数（旧基準）」が129事業（23.9%）、「国が定めている標準回数（新基準）」が391事業所（72.5%）、「個別に回数を設定」が213事業所（39.5%）であり、前年度と同様の傾向である。【表30】

表31 モニタリング回数（年間）

（人）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1回	110	314	658	515	458	298	1,659	486	830	5,328	19.7
2回	808	1,373	2,628	1,183	1,601	1,186	2,454	1,068	3,480	15,781	58.3
3回	85	192	378	187	129	336	270	72	395	2,044	7.5
4回以上	421	349	854	154	419	247	582	89	810	3,925	14.5
計	1,424	2,228	4,518	2,039	2,607	2,067	4,965	1,715	5,515	27,078	100

モニタリング回数については年2回が15,781人（58.3%）と最も多い。4回以上も3,925人（14.5%）いるが、【表29】において、モニタリング設定の協議を73.8%の事業所が実施しているのに対して、年間1、2回のモニタリング設定が78.0%を占めており、その背景にある理由や実態について調査が必要と考えられる。【表31】



Ⅵ. 一般相談（地域移行支援・地域定着支援）

表32－1 地域移行支援の実施状況

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	21	28	73	18	31	36	37	22	29	295	41.0
実施していない	15	31	77	32	15	24	31	14	52	291	40.4
不明・無回答	6	13	43	9	7	9	13	12	22	134	18.6
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

「実施している」と回答した事業所は295か所（41.0%）あった。また、「実施している」が約4割を占める傾向は直近の過去4年間の調査結果と比較しても同様の傾向である。【表32－1】

表32－2 実施している場合の実績（令和4年度実績）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	20	24	54	12	26	30	32	21	24	243	82.4
1件	1	2	11	2	2	3	1	0	2	24	8.1
2件	0	0	3	1	1	0	1	0	1	7	2.4
3件	0	1	2	1	0	2	0	0	1	7	2.4
4件以上	0	0	0	2	0	1	1	0	1	5	1.7
不明・無回答	0	1	3	0	2	0	2	1	0	9	3.1
計	21	28	73	18	31	36	37	22	29	295	100

事業は実施しているが実績0件との回答は243事業所（82.4%）と前年度から1.2ポイント増加した。次点の実績1件と回答した事業所は24か所（8.1%）と前年度から2.9ポイント減少しており、地域移行支援の実績は少ないまま推移している。【表32－2】

表33－1 地域定着支援の実施状況

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	24	31	68	16	31	36	35	22	34	297	41.3
実施していない	12	28	82	34	15	25	33	14	48	291	40.4
不明・無回答	6	13	43	9	7	8	13	12	21	132	18.3
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

地域定着支援の実施状況について、「実施している」と回答した事業所は297か所（41.3％）あった。【表32－1】と同様の傾向である。【表33－1】

表33－2 実施している場合の実績（令和4年度実績）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
0件	19	24	55	11	24	24	25	19	28	229	77.1
1件	0	2	5	1	1	2	4	1	2	18	6.1
2件	1	0	1	0	1	3	1	0	2	9	3.0
3件	1	1	1	1	0	1	0	0	1	6	2.0
4件以上	2	3	4	1	4	4	4	1	1	24	8.1
不明・無回答	1	1	2	2	1	2	1	1	0	11	3.7
計	24	31	68	16	31	36	35	22	34	297	100

事業は実施しているが実績は0件との回答は229事業所（77.1％）と前年度から0.9ポイント減少した。また、1件以上の実績があると回答した事業所は57か所（19.2％）と前年度より2.5ポイント減少しており、地域定着支援の実施件数も減少傾向で推移している。

地域定着支援事業は「自分らしい地域での暮らしの実現」に寄り添う事業のひとつであり、減少の背景にある理由や実態、また自立生活援助事業等を含めた調査が必要と考えられる。【表33－2】

Ⅶ. 加算の取得状況

表34－１ 初回加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	26	57	122	42	45	49	63	33	81	518	71.9
取得していない	16	13	57	15	7	17	16	12	19	172	23.9
対象ケースがなかった	10	9	39	10	6	13	9	7	13	116	67.4
申請の手続きに手間がかかる	3	1	5	0	1	1	3	4	1	19	11.0
その他	2	2	3	0	0	1	3	0	2	13	7.6
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	2	14	2	1	3	2	3	3	30	4.2
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表34－２ 初回加算件数（指定相談・障害児相談支援）（令和４年度）

（事業所数）

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
指定相談	1件～20件	19	49	84	34	33	42	47	23	68	399	77.0
	21件～40件	2	1	7	4	4	1	0	2	2	23	4.4
	41件～60件	1	0	4	0	0	0	0	0	0	5	1.0
	61件～80件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.2
	81件～100件	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.2
	101件以上	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0.4
	不明・無回答	4	7	26	4	7	5	15	8	11	87	16.8
	計	26	57	122	42	45	49	63	33	81	518	100
障害児相談	1件～20件	8	28	60	21	25	19	24	18	44	247	47.7
	21件～40件	2	2	7	2	1	1	8	1	4	28	5.4
	41件～60件	0	0	3	2	1	1	1	0	5	13	2.5
	61件～80件	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0.4
	81件～100件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.2
	101件以上	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	0.6
	不明・無回答	15	27	52	17	18	27	27	14	27	224	43.2
	計	26	57	122	42	45	49	63	33	81	518	100

初回加算の取得状況については、前年度と同様に全加算の中で最も高い取得率（71.9％）であった。取得していない事業所（23.9％）のうち、その理由として「対象ケースがなかった」が67.4％と最も多く、前年度は12.4％だった「申請の手続きに手間がかかる」が11.0％で続いた。

また、初回加算件数については児者ともに傾向として大きな地域差はなく、全国的に同じような傾向であることが見て取れる。【表34－１】【表34－２】

表35－１ 入院時情報連携加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	2	11	17	6	15	13	14	3	14	95	13.2
取得していない	40	60	163	49	37	52	65	42	86	594	82.5
対象ケースがなかった	32	38	106	33	30	38	42	24	66	409	68.9
申請の手続きに手間がかかる	3	12	20	5	5	8	5	5	3	66	11.1
その他	0	1	4	1	0	1	5	1	3	16	2.7
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	1	13	4	1	4	2	3	3	31	4.3
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表35－２ 入院時情報連携加算件数（令和４年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～２件	2	7	14	3	13	9	8	2	11	69	72.6
３件～４件	0	1	2	1	1	1	2	0	2	10	10.5
５件～６件	0	1	0	0	0	1	2	0	0	4	4.2
７件～８件	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	2.1
９件～１０件	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	2.1
１１件以上	0	1	1	2	0	0	0	0	0	4	4.2
不明・無回答	0	0	0	0	1	1	1	1	0	4	4.2
計	2	11	17	6	15	13	14	3	14	95	100

入院時情報連携加算の取得状況については「取得している」が95事業所（13.2%）と「取得していない」の594事業所（82.5%）を大きく下回る。取得していない理由としては、「対象ケースがなかった」が最も多く409事業所（68.9%）であった。

また、地区ごとの回答事業所総数のうち、本加算を取得した事業所が占める割合は北陸地区が他地区よりも多かった。【表35－１】【表35－２】

表36－１ 退院・退所加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	1	6	10	5	3	9	8	1	12	55	7.6
取得していない	41	65	169	49	49	57	71	43	87	631	87.6
対象ケースがなかった	34	39	110	36	35	42	50	26	64	436	69.1
申請の手続きに手間がかかる	2	14	19	3	8	7	4	4	6	67	10.6
その他	0	2	4	3	0	0	4	1	4	18	2.9
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	1	14	5	1	3	2	4	4	34	4.7
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表36－２ 退院・退所加算加算件数（令和４年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～２件	1	5	10	5	3	6	7	1	9	47	85.5
３件～４件	0	0	0	0	0	2	0	0	2	4	7.3
５件～６件	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.8
７件～８件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
９件～１０件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
１１件以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	0	0	0	0	1	1	0	1	3	5.5
計	1	6	10	5	3	9	8	1	12	55	100

退院・退所加算の取得状況については「取得している」が55事業所（7.6％）と「取得していない」の631事業所（87.6％）を大きく下回る。取得していない理由として「対象ケースがなかった」が436事業所（69.1％）、「申請の手続きに手間がかかる」が67事業所（10.6％）であった。

退院・退所加算件数については全国的に件数が少ないものの、近畿地区並びに九州地区は他地区と比べて本加算の取得割合が多かった。【表36－１】【表36－２】

表37－１ 居宅介護支援事業所等連携加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	3	8	7	6	8	6	9	4	4	55	7.6
取得していない	39	63	171	50	44	58	69	40	95	629	87.4
対象ケースがなかった	33	40	107	37	32	42	47	24	74	436	69.3
申請の手続きに手間がかかる	1	10	22	3	5	8	5	4	4	62	9.9
その他	0	2	5	2	1	0	5	1	1	17	2.7
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	0	1	15	3	1	5	3	4	4	36	5.0
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表37－２ 居宅介護支援事業所等連携加算件数（令和４年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件	2	2	4	2	4	4	3	3	2	26	47.3
２件	1	3	2	1	0	1	3	1	2	14	25.5
３件	0	1	1	0	1	1	0	0	0	4	7.3
４件	0	0	0	3	2	0	0	0	0	5	9.1
５件	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1.8
６件以上	0	1	0	0	0	0	2	0	0	3	5.5
不明・無回答	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	3.6
計	3	8	7	6	8	6	9	4	4	55	100

居宅介護支援事業所等連携加算の取得状況については「取得している」は55事業所（7.6％）と、前年度の90事業所（12.0％）から減少傾向にある。「取得していない」は629事業所（87.4％）であり、その理由としては「対象ケースがなかった」が436事業所（69.3％）と最も多い。

居宅介護支援事業所等連携加算件数は１件が最も多く26事業所（47.3％）であり、回答事業所のうち本加算を取得した事業所が占める割合は北陸地区が最も多かった。【表37－１】【表37－２】

表38－１ 医療・保育・教育機関等連携加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	1	8	18	2	5	12	18	6	12	82	11.4
取得していない	39	61	162	55	46	52	60	37	89	601	83.5
対象ケースがなかった	29	34	107	34	32	35	35	22	63	391	65.1
申請の手続きに手間がかかる	3	12	15	5	4	6	7	6	8	66	11.0
その他	0	3	7	1	1	0	7	1	4	24	4.0
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	2	3	13	2	2	5	3	5	2	37	5.1
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表38－２ 医療・保育・教育機関等連携加算件数（令和４年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～５件	0	3	9	1	2	9	14	3	5	46	56.1
６件～１０件	0	4	2	1	0	0	1	1	1	10	12.2
１１件～１５件	0	0	1	0	2	0	1	1	1	6	7.3
１６件～２０件	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2.4
２１件～２５件	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1.2
２６件以上	1	0	2	0	1	0	2	0	5	11	13.4
不明・無回答	0	0	2	0	0	3	0	1	0	6	7.3
計	1	8	18	2	5	12	18	6	12	82	100

医療・保育・教育機関連携加算関連の取得状況については「取得している」は82事業所（11.4%）、「取得していない」は601事業所（83.5%）であった。取得していない理由としては「対象ケースがなかった」が391事業所（65.1%）を占める。

医療・保育・教育機関連携加算件数は１件～５件が最も多く46事業所（56.1%）を占め、地区ごとにみた回答事業所のうち本加算を取得した事業所が占める割合は中国地区が最も高い数字であった。【表38－１】【表38－２】

表39－１ 集中支援加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	13	25	60	25	21	31	42	18	52	287	39.9
取得していない	28	45	119	33	30	35	37	26	50	403	56.0
対象ケースがなかった	20	32	78	22	20	21	22	17	34	266	66.0
申請の手続きに手間がかかる	2	10	14	4	2	5	3	3	5	48	11.9
その他	1	0	4	1	1	1	5	0	3	16	4.0
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	1	2	14	1	2	3	2	4	1	30	4.2
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表39－２ 集中支援加算件数（令和４年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
１件～20件	11	19	41	18	11	26	26	7	36	195	67.9
21件～40件	0	0	8	2	7	3	7	4	10	41	14.3
41件～60件	2	1	5	3	2	0	2	3	0	18	6.3
61件～80件	0	0	2	0	1	0	1	0	2	6	2.1
81件～100件	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	1.4
101件以上	0	0	1	1	0	0	0	1	0	3	1.0
不明・無回答	0	5	3	1	0	2	5	2	2	20	7.0
計	13	25	60	25	21	31	42	18	52	287	100

集中支援加算の取得状況については「取得している」は287事業所（39.9%）、「取得していない」は403事業所（56.0%）であった。取得していない理由としては「対象ケースがなかった」が266事業所（66.0%）であった。

集中支援加算件数は１件～20件が最も多く195事業所（67.9%）であった。また、回答事業所のうち本加算を取得した事業所が占める割合は、中国地区並びに九州地区が高い数字であった。【表39－１】【表39－２】

表40－1 サービス担当者会議実施加算の取得状況（令和４年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	19	25	90	29	31	33	42	18	45	332	46.1
取得していない	22	43	86	29	20	32	35	27	55	349	48.5
対象ケースがなかった	10	23	50	14	13	17	19	12	30	188	53.9
申請の手続きに手間がかかる	8	15	18	8	4	6	6	7	9	81	23.2
その他	1	3	5	2	1	1	5	1	6	25	7.2
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0.6
不明・無回答	1	4	17	1	2	4	4	3	3	39	5.4
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表40－2 サービス担当者会議実施加算件数（令和４年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1件～20件	7	17	44	21	16	24	21	11	22	183	55.1
21件～40件	0	2	6	1	2	1	2	0	3	17	5.1
41件～60件	2	0	9	1	2	3	1	1	1	20	6.0
61件～80件	0	0	2	1	0	1	4	0	2	10	3.0
81件～100件	2	0	1	1	0	0	0	1	1	6	1.8
101件以上	5	2	13	3	8	1	9	5	14	60	18.1
不明・無回答	3	4	15	1	3	3	5	0	2	36	10.8
計	19	25	90	29	31	33	42	18	45	332	100

サービス担当者会議実施加算の取得状況については「取得している」は332業所（46.1%）、「取得していない」は349事業所（48.5%）であった。取得していない理由としては「対象ケースがなかった」が188事業所（53.9%）であった。

サービス担当者会議実施加算件数は1～20件が最も多く183事業所（55.1%）、次いで101件以上が60事業所（18.1%）であった。また、地区ごとにみた回答事業所のうち本加算を取得した事業所が占める割合は、北陸地区並びに中国地区が多かった。【表40－1】【表40－2】

表41－1 サービス提供時モニタリング加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	25	41	116	39	33	42	54	26	66	442	61.4
取得していない	16	26	61	19	17	26	24	18	35	242	33.6
申請の手続きに手間がかかる	11	15	28	8	13	13	8	9	14	119	49.2
その他	1	5	12	0	2	3	10	3	11	47	19.4
申請したが認められなかった	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4
不明・無回答	1	5	16	1	3	1	3	4	2	36	5.0
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表41－2 サービス提供時モニタリング加算件数（令和4年度）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1件～50件	6	7	26	9	7	19	20	6	21	121	27.4
51件～100件	3	1	10	4	6	5	6	4	5	44	10.0
101件～150件	2	0	14	3	1	2	4	3	7	36	8.1
151件～200件	1	2	9	4	3	4	5	3	11	42	9.5
201件～250件	3	8	3	3	1	2	0	1	5	26	5.9
251件～300件	3	2	5	4	2	1	3	2	4	26	5.9
301件以上	4	13	26	7	9	3	9	6	8	85	19.2
不明・無回答	3	8	23	5	4	6	7	1	5	62	14.0
計	25	41	116	39	33	42	54	26	66	442	100

サービス提供時モニタリング加算の取得状況については「取得している」は442業所（61.4%）、「取得していない」は242事業所（33.6%）であった。取得していない理由としては「申請の手続きに手間がかかる」が119事業所（49.2%）であった。

サービス提供時モニタリング加算件数は1～50件が最も多く121事業所（27.4%）であった。次いで301件以上が85事業所（19.2%）であった。また、回答事業所における本加算の取得状況について大きな地域差はなく、全国的に同じような傾向であることが見て取れる。【表41－1】【表41－2】

表42 主任相談支援専門員配置加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	11	13	30	10	14	21	23	7	12	141	19.6
取得していない	31	57	150	48	37	46	56	36	90	551	76.5
研修修了者がいない	22	48	101	33	29	25	37	26	70	391	71.0
研修修了者はいるが、対応ができない	0	2	8	2	2	8	5	0	2	29	5.3
申請の手続きに手間がかかる	3	0	6	1	2	1	0	2	2	17	3.1
各都道府県・市で研修が実施されていない	0	1	1	1	0	0	0	0	6	9	1.6
その他	2	4	16	2	0	3	5	0	3	35	6.4
不明・無回答	0	2	13	1	2	2	2	5	1	28	3.9
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

主任相談支援専門員配置加算の取得状況については「取得している」は141業所（19.6％）であり、前年度の111事業所（14.8％）から増加傾向にある。「取得していない」は551事業所（76.5％）であった。

地区別に見ると近畿地区と中国地区で本加算を取得している事業所の割合が多い。【表42】

表43 行動障害支援体制加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	24	43	80	36	40	39	48	27	70	407	56.5
取得していない	17	27	102	22	12	27	31	18	32	288	40.0
研修修了者がいない	12	20	58	11	6	17	18	11	20	173	60.1
研修修了者はいるが、対応ができない	3	3	14	1	2	3	4	1	7	38	13.2
申請の手続きに手間がかかる	1	1	7	2	1	1	1	2	0	16	5.6
各都道府県・市で研修が実施されていない	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.7
その他	0	0	4	0	0	2	2	0	1	9	3.1
不明・無回答	1	2	11	1	1	3	2	3	1	25	3.5
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

行動障害支援体制加算の取得状況については「取得している」は407業所（56.5％）であり、前年度（408事業所・54.5％）と同様の傾向である。「取得していない」は288事業所（40.0％）あり、取得していない理由としては「研修修了者がいない」が173事業所（60.1％）であった。また、「研修修了者はいるが、対応ができない」が38事業所（13.2％）あった。【表43】

表44 要医療児者支援体制加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	9	33	50	28	17	34	35	16	47	269	37.4
取得していない	33	37	132	30	34	32	44	29	55	426	59.2
研修修了者がいない	28	26	100	21	25	25	34	19	46	324	76.1
研修修了者はいるが、対応ができない	0	4	4	0	2	1	2	0	2	15	3.5
申請の手続きに手間がかかる	2	1	1	2	0	0	0	2	0	8	1.9
各都道府県・市で研修が実施されていない	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0.9
その他	1	0	5	0	0	2	4	3	1	16	3.8
不明・無回答	0	2	11	1	2	3	2	3	1	25	3.5
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

要医療児者支援体制加算の取得状況については「取得している」は269業所（37.4％）であり、前年度（246事業所・32.8％）に比べ4.6ポイント向上した。「取得していない」は426事業所（59.2％）であった。取得していない理由としては「研修修了者がいない」が324事業所（76.1％）であった。また、「研修修了者はいるが、対応ができない」が15事業所（3.5％）あった。【表44】

表45 精神障害者支援体制加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	19	35	71	28	34	30	34	14	49	314	43.6
取得していない	23	35	109	30	18	36	44	31	53	379	52.6
研修修了者がいない	20	23	74	17	15	26	32	17	40	264	69.7
研修修了者はいるが、対応ができない	0	6	8	4	0	3	1	3	1	26	6.9
申請の手続きに手間がかかる	1	1	3	1	0	0	0	3	2	11	2.9
各都道府県・市で研修が実施されていない	1	2	1	0	0	1	7	1	0	13	3.4
その他	1	0	5	1	0	2	4	1	2	16	4.2
不明・無回答	0	2	13	1	1	3	3	3	1	27	3.8
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

精神障害者支援体制加算の取得状況については「取得している」は314業所（43.6％）であり、前年度（320事業所・42.7％）と同様の結果であった。「取得していない」は379事業所（52.6％）あった。取得していない理由としては「研修修了者がいない」が264事業所（69.7％）、「研修修了者はいるが、対応ができない」が26事業所（6.9％）あった。なお、「各都道府県・市で研修が実施されていない」が13事業所（3.4％）と行動障害支援体制加算（2事業所・0.7％）、要医療児者支援体制加算（4事業所・0.9％）と比較して高い割合となっている。【表45】

表46 ピアサポート体制加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
取得している	1	0	0	0	0	0	2	0	2	5	0.7
取得していない	41	70	182	58	52	66	77	45	100	691	96.0
研修修了者がいない	35	57	149	44	44	55	59	31	77	551	79.7
研修修了者はいるが、対応ができない	0	0	3	0	0	0	0	0	3	6	0.9
申請の手続きに手間がかかる	2	1	3	2	0	0	0	2	1	11	1.6
各都道府県・市で研修が実施されていない	1	1	2	1	0	0	1	1	1	8	1.2
その他	1	1	4	0	0	2	4	1	3	16	2.3
不明・無回答	0	2	11	1	1	3	2	3	1	24	3.3
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

ピアサポート体制加算の取得状況については「取得している」は5事業所（0.7%）であり、前年度（3事業所・0.4%）に比して微増であった。「取得していない」は691事業所（96.0%）であった。取得していない理由としては「研修修了者がいない」が551事業所（79.7%）であった。【表46】

表47ー1 保育・教育等移行支援加算の取得状況（令和4年度）（取得していない理由については重複計上）（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
障害児相談支援を行っていない	10	9	32	10	11	14	13	8	21	128	17.8
障害児相談支援を行っている	27	61	134	46	40	47	59	36	73	523	72.6
取得している	0	2	2	0	0	1	5	0	1	11	2.1
取得していない	25	56	126	45	38	44	53	34	65	486	92.9
対象ケースがなかった	24	37	92	34	30	35	40	19	49	360	74.1
申請の手続きに手間がかかる	0	11	12	1	0	3	2	5	6	40	8.2
その他	0	2	5	2	3	2	3	1	4	22	4.5
申請したが認められなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明・無回答	2	3	6	1	2	2	1	2	7	26	5.0
不明・無回答	5	2	27	3	2	8	9	4	9	69	9.6
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

表47－2 保育・教育等移行支援加算件数（令和4年度）

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1件	0	0	1	0	0	0	2	0	1	4	36.4
2件	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	18.2
3件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9.1
4件	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	9.1
5件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6件以上	0	1	1	0	0	0	1	0	0	3	27.3
不明・無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	2	2	0	0	1	5	0	1	11	100

保育・教育等移行支援加算の取得状況については「障害児相談支援を行っていない」128事業所（17.8％）を除く「障害児相談支援を行っている」523事業所（72.6％）が対象となる。

そのうえで「取得している」が11事業所（2.1％）であり前年度（19事業所・3.4％）より減少した。

取得していない理由としては「対象ケースがいなかった」が360事業所（74.1％）で最も多かった。

なお、件数については中国地域が突出している。【表47－1】【表47－2】

表48 自立生活援助事業の実施

（事業所数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
実施している	2	3	12	3	1	1	1	1	4	28	3.9
実施していない	40	68	169	53	49	63	79	43	95	659	91.5
今後実施する予定がある	2	0	3	0	2	1	2	1	5	16	2.4
申請中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未申請	2	0	3	0	2	1	2	1	4	15	2.3
無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.2
今後実施する予定はない	32	51	123	41	33	46	59	32	76	493	74.8
不明・無回答	0	1	12	3	3	5	1	4	4	33	4.6
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

自立生活援助事業の実施については「実施している」は28事業所（3.9％）であり、前年度（26事業所・3.5％）から微増していた。前年度「今後実施する予定がある」と回答した19事業所（2.7％）の実施状況は不明だが、今年度において「今後実施する予定がある」と回答したのは16事業所（2.4％）であった。また「今後実施する予定はない」が493事業所（74.8％）であった。【表48】

表49 地域生活支援拠点等事業

(事業所数)

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
地域生活支援拠点等事業所である		8	16	68	16	22	21	24	4	24	203	28.2
地域生活支援拠点等相談強化加算の取得状況	取得している	1	5	21	6	8	7	6	1	5	60	29.6
	取得していない	6	8	40	8	12	14	16	3	15	122	60.1
	無回答	1	3	7	2	2	0	2	0	4	21	10.3
地域体制強化共同支援加算の取得状況	取得している	1	1	10	3	2	2	3	0	0	22	10.8
	取得していない	5	11	46	9	15	14	18	4	16	138	68.0
	無回答	2	4	12	4	5	5	3	0	8	43	21.2
地域生活支援拠点等事業所ではない		32	50	106	40	27	40	55	36	71	457	63.5
不明・無回答		2	6	19	3	4	8	2	8	8	60	8.3
計		42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

地域生活支援拠点等事業については「地域生活支援拠点等事業所である」と回答した事業所は203事業所（28.2％）であり、前年度（179事業所・23.9％）から4.3ポイント増えていた。地域生活支援拠点等相談強化加算は60事業所（29.6％）と前年度の47事業所（26.3％）から3.3ポイント増加し、地域体制強化共同支援加算の取得状況も22事業所（10.8％）と前年度の17事業所（9.5％）から1.3ポイント増えていた。【表49】

VIII. スタッフの状況

表50 相談支援事業所の職員数（相談支援従事者以外の職員も含む）

(事業所数)

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
1人	8	11	34	12	7	7	16	13	19	127	17.6
2人	5	15	39	14	9	12	19	15	23	151	21.0
3人	7	15	37	6	11	16	12	7	20	131	18.2
4人	8	12	30	4	6	10	12	6	14	102	14.2
5人	5	6	21	9	10	6	11	7	10	85	11.8
6人	7	4	9	7	3	3	4	0	6	43	6.0
7人	1	2	3	3	0	3	3	0	2	17	2.4
8人	0	2	2	1	0	4	1	0	3	13	1.8
9人	0	1	3	1	1	1	1	0	2	10	1.4
10人以上	1	1	9	1	2	3	2	0	1	20	2.8
不明・無回答	0	3	6	1	4	4	0	0	3	21	2.9
計	42	72	193	59	53	69	81	48	103	720	100

相談支援事業所の職員数については「1人」が127事業所（17.6％）と前年度（118事業所・15.8％）より微増した。一方、「4人」も102事業所（14.2％）となり前年度（98事業所・13.1％）より微増している。相談支援従事者以外の職員も含むが、表26の機能強化型サービス利用支援費の状況との関連性も含めて今後分析が必要であろう。【表50】

表51 年齢と地区（相談支援従事者以外の職員も含む）

（人数）

	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	8	9	15	5	8	5	8	0	5	63	2.6
30代	30	53	155	44	54	54	49	22	84	545	22.3
40代	72	100	251	82	76	119	119	48	136	1,003	41.0
50代	33	48	149	41	26	53	65	31	68	514	21.0
60歳以上	14	19	86	36	17	27	35	21	40	295	12.1
不明	0	8	10	1	1	3	0	1	0	24	1.0
合計	157	237	666	209	182	261	276	123	333	2,444	100

相談支援従事者以外も含んだ各相談支援事業所の職員の年齢の分布は40代が1,003人（41.0％）と最も多く、前年度と同じ傾向であった。

なお、大きな地域差はなく、全国的に同じような傾向であるものの、北陸地区は30代の占める割合が29.7％と他地区より高い比率となっている。【表51】

表52 年齢と地区と専任・兼任（相談支援従事者のみ）

（人数）

		北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	計	%
20代	専任	8	6	8	4	7	4	6	0	4	47	2.0
	兼任	0	3	4	0	1	1	2	0	1	12	0.5
30代	専任	19	40	75	34	46	38	33	19	64	368	15.9
	兼任	11	9	67	6	7	12	14	3	15	144	6.2
40代	専任	44	71	139	63	55	87	84	40	113	696	30.0
	兼任	23	23	99	13	21	25	31	7	16	258	11.1
50代	専任	20	25	81	28	18	35	47	16	45	315	13.6
	兼任	11	17	56	6	6	16	16	9	18	155	6.7
60歳以上	専任	6	10	56	27	6	18	23	11	24	181	7.8
	兼任	5	5	25	8	10	8	11	8	11	91	3.9
計	専任	97	152	359	156	132	182	193	86	250	1,607	69.3
	兼任	50	57	251	33	45	62	74	27	61	660	28.5
不明		3	7	13	9	1	4	4	0	11	52	2.2
合計		150	216	623	198	178	248	271	113	322	2,319	100

相談支援従事者のみでの年齢の分布も40代が専任者696人（30.0％）、兼任者258人（11.1％）と最も多い。30代と50代の割合と明らかな差があることから、この傾向は今後もしばらく継続すると推察できる。

また、専任者が1,607名（69.3％）を占め、前年度の1,695人（70.8％）から微減しており、兼任者は660名（28.5％）と前年度の642人（26.8％）から僅かに増えている。【表52】

表53 従事年数と年代と専任・兼任（相談支援従事者のみ）

（人数）

	専任・兼任	年代	人数		%		専任・兼任	年代	人数		%
3年未満	専任	20代	31	417	18.0	10年～ 20年未満	専任	20代	0	325	14.0
		30代	129					30代	30		
		40代	162					40代	162		
		50代	59					50代	82		
		60歳以上	36					60歳以上	51		
	兼任	20代	12	187	8.1		兼任	20代	0	157	6.8
		30代	55					30代	13		
		40代	59					40代	72		
		50代	45					50代	39		
		60歳以上	16					60歳以上	33		
3年～ 5年未満	専任	20代	7	265	11.4	20年以上	専任	20代	0	26	1.1
		30代	71					30代	0		
		40代	111					40代	9		
		50代	50					50代	9		
		60歳以上	26					60歳以上	8		
	兼任	20代	0	92	4.0		兼任	20代	0	13	0.6
		30代	25					30代	0		
		40代	36					40代	3		
		50代	21					50代	3		
		60歳以上	10					60歳以上	7		
5年～ 10年未満	専任	20代	9	546	23.5	不明・無回答				90	3.9
		30代	129			計				2,319	100
		40代	237								
		50代	112								
		60歳以上	59								
	兼任	20代	0	201	8.7						
		30代	49								
		40代	83								
		50代	45								
		60歳以上	24								

相談支援従事者における従事年数と年代、専任・兼任の構成比を表した表であるが、「5年～10年未満」の専任が最も多く546人（23.5％）である。また「10年～20年未満」の専任が325人（14.0％）であり、前年度より2.3ポイント増加した。【表53】

表54 年代と専任・兼任と保有資格（相談支援従事者のみ）

（人数）

		相談支援専門員		主任相談支援専門員		保健師		看護師・准看護師		精神保健福祉士		介護福祉士		社会福祉士		介護支援専門員		公認心理師		保育士		その他の専門職		相談支援従事者実数
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数
20代	専任	32	68.1	0	0	0	0	0	0	17	36.2	13	27.7	33	70.2	0	0	0	0	4	8.5	1	2.1	47
	兼任	9	75.0	0	0	0	0	0	0	3	25.0	1	8.3	9	75.0	0	0	0	0	1	8.3	2	16.7	12
30代	専任	327	88.9	8	2.2	1	0.3	0	0	70	19.0	128	34.8	181	49.2	12	3.3	18	4.9	53	14.4	6	1.6	368
	兼任	136	94.4	5	3.5	1	0.7	1	0.7	17	11.8	49	34.0	61	42.4	6	4.2	5	3.5	32	22.2	8	5.6	144
40代	専任	636	91.4	95	13.6	1	0.1	6	0.9	144	20.7	293	42.1	353	50.7	106	15.2	34	4.9	89	12.8	23	3.3	696
	兼任	235	91.1	30	11.6	0	0	0	0	50	19.4	112	43.4	114	44.2	25	9.7	14	5.4	30	11.6	9	3.5	258
50代	専任	295	93.7	49	15.6	2	0.6	7	2.2	49	15.6	117	37.1	120	38.1	57	18.1	9	2.9	46	14.6	20	6.3	315
	兼任	139	89.7	12	7.7	2	1.3	2	1.3	20	12.9	67	43.2	57	36.8	20	12.9	6	3.9	20	12.9	4	2.6	155
60歳以上	専任	158	87.3	17	9.4	2	1.1	6	3.3	25	13.8	58	32.0	62	34.3	47	26.0	3	1.7	28	15.5	10	5.5	181
	兼任	82	90.1	12	13.2	1	1.1	3	3.3	8	8.8	33	36.3	27	29.7	11	12.1	2	2.2	13	14.3	8	8.8	91
計	専任	1,448	90.1	169	10.5	6	0.4	19	1.2	305	19.0	609	37.9	749	46.6	222	13.8	64	4.0	220	13.7	60	3.7	1,607
	兼任	601	91.1	59	8.9	4	0.6	6	0.9	98	14.8	262	39.7	268	40.6	62	9.4	27	4.1	96	14.5	31	4.7	660
不明		45	86.5	6	11.5	0	0	0	0	11	21.2	15	28.8	26	50.0	4	7.7	3	5.8	9	17.3	2	3.8	52
合計		2,094	90.3	234	10.1	10	0.4	25	1.1	414	17.9	886	38.2	1,043	45.0	288	12.4	94	4.1	325	14.0	93	4.0	2,319

表55 従事年数と専任・兼任と保有資格（相談支援従事者のみ）

（人数）

		相談支援専門員		主任相談支援専門員		保健師		看護師・准看護師		精神保健福祉士		介護福祉士		社会福祉士		介護支援専門員		公認心理師		保育士		その他の専門職		相談支援従事者実数
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数
3年未満	専任	322	77.2	1	0.2	2	0.5	4	1.0	65	15.6	158	37.9	181	43.4	38	9.1	8	1.9	55	13.2	17	4.1	417
	兼任	163	87.2	0	0	1	0.5	0	0	24	12.8	74	39.6	71	38.0	10	5.3	3	1.6	31	16.6	16	8.6	187
3年～5年未満	専任	254	95.8	4	1.5	1	0.4	2	0.8	30	11.3	118	44.5	105	39.6	33	12.5	4	1.5	35	13.2	10	3.8	265
	兼任	85	92.4	1	1.1	0	0	0	0	8	8.7	38	41.3	34	37.0	9	9.8	1	1.1	12	13.0	5	5.4	92
5年～10年未満	専任	521	95.4	59	10.8	1	0.2	8	1.5	117	21.4	226	41.4	254	46.5	81	14.8	29	5.3	79	14.5	17	3.1	546
	兼任	185	92.0	18	9.0	1	0.5	3	1.5	34	16.9	84	41.8	78	38.8	22	10.9	9	4.5	29	14.4	4	2.0	201
10年～20年未満	専任	308	94.8	94	28.9	2	0.6	5	1.5	86	26.5	92	28.3	184	56.6	57	17.5	19	5.8	45	13.8	14	4.3	325
	兼任	147	93.6	33	21.0	2	1.3	3	1.9	31	19.7	59	37.6	77	49.0	17	10.8	13	8.3	22	14.0	5	3.2	157
20年以上	専任	24	92.3	9	34.6	0	0	0	0	7	26.9	5	19.2	18	69.2	9	34.6	4	15.4	0	0	2	7.7	26
	兼任	12	92.3	5	38.5	0	0	0	0	1	7.7	5	38.5	5	38.5	4	30.8	0	0	1	7.7	0	0	13
計	専任	1,429	90.5	167	10.6	6	0.4	19	1.2	305	19.3	599	37.9	742	47.0	218	13.8	64	4.1	214	13.6	60	3.8	1,579
	兼任	592	91.1	57	8.8	4	0.6	6	0.9	98	15.1	260	40.0	265	40.8	62	9.5	26	4.0	95	14.6	30	4.6	650
不明		73	81.1	10	11.1	0	0	0	0	11	12.2	27	30.0	36	40.0	8	8.9	4	4.4	16	17.8	3	3.3	90
合計		2,094	90.3	234	10.1	10	0.4	25	1.1	414	17.9	886	38.2	1,043	45.0	288	12.4	94	4.1	325	14.0	93	4.0	2,319

相談支援従事者2,319人の保有資格を見てみると、相談支援専門員を除き社会福祉士が1,043人（45.0%）と最も多く、介護福祉士の886人（38.2%）、精神保健福祉士の414人（17.9%）と続く傾向は前年度と同様である。

また、公認心理師は、前年度の75人（3.1%）から94人（4.1%）へ増加している。

年齢別に見ると20代（専任）においては、社会福祉士33人（70.2%）、精神保健福祉士17人（36.2%）
介護福祉士13人（27.7%）と各福祉士が占める割合が高い。

なお、主任相談支援専門員が234人（10.1%）と前年度から2.0ポイント増加している。【表54】【表55】

【令和5年4月1日現在】

※回答内容を修正する際は二重線ではなく、修正液（ペン）等を使用してください。

— 98 —

Ⅱ. 指定特定相談支援		※1 ページ設問[3]の①にチェックした事業所のみ回答のこと				
[1]サービス等利用計画等の対象	☐ ①知的障害 ☐ ②身体障害 ☐ ③精神障害 ☐ ④発達障害 ☐ ⑤高次脳機能障害 ☐ ⑥難病 ☐ ⑦その他（ ）					
[2]新規計画作成件数（令和4年度）						件
[3]機能強化型サービス利用支援費（サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）	☐ 機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象 ☐ 機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象 ☐ 機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象 ☐ 機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象 ☐ （複数事業所で協働体制を）確保している ☐ 確保していない ☐ 機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない ☐ サービス利用支援費（Ⅰ）の対象 ☐ サービス利用支援費（Ⅱ）の対象					
[4]サービス等利用計画等の作成件数	1. サービス等利用計画作成件数（令和4年度）					件
	2. モニタリング件数（令和4年度）	うち、自法人のサービスのみ利用				件
[5]モニタリング期間・回数の設定	1. モニタリング回数の設定の協議 ※該当をすべて選択	☐ ①必ず協議している ☐ ②必要に応じて協議している ☐ ③特に協議していない				
	2. モニタリングの回数の設定 ※該当をすべて選択	☐ ①国が示す標準回数（半年に1回又は1年に1回）（旧基準） ☐ ②国が示す標準回数（3ヶ月に1回又は半年に1回）（新基準） ☐ ③個別に回数を決定 ☐ ④その他（ ）				
	3. 個々の年間モニタリング回数（支給決定分）	1回	2回	3回	4回以上	合計
[6]アセスメント実施時の認定調査	☐ ①依頼がある → ☐ A.全てのケースを受入れ ☐ B.内容によって検討 ☐ C.断っている ☐ ②依頼はない					

Ⅲ 市町村からの委託相談支援		※1 ページ設問[3]の④の『A.市町村からの委託相談支援』にチェックした事業所のみ回答のこと。基幹相談支援、その他の委託相談については記載しないで下さい。						
[1]委託相談支援事業の窓口所在地	☐ ① 指定特定相談支援事業所と同じ場所 ☐ ② 指定特定相談支援事業所と異なる場所							
[2]委託市区町村数	①市町村相談支援事業の委託市区町村数	市区町村		※委託を受けている市区町村の数を計上				
	②協議会の運営委託市区町村数	市区町村						
[3]委託市区町村の人口規模 ※複数委託の場合は総人口	☐ ① 1万人未満 ☐ ⑤ 30万人以上 50万人未満 ☐ ② 1万人以上 5万人未満 ☐ ⑥ 50万人以上 100万人未満 ☐ ③ 5万人以上 10万人未満 ☐ ⑦ 100万人以上 ☐ ④ 10万人以上 30万人未満							
[4]委託業務内容	☐ ① 相談支援 ☐ ②協議会（自立支援協議会）事務局 ☐ ③虐待相談窓口 ☐ ④ その他（ ）							
[5]相談者の障害種別 ※令和4年度の状況について回答のこと ※主たる障害に人数で回答のこと	合計人数	知的障害	身体障害	精神障害	発達障害	児童	難病	その他
	人	人	人	人	人	人	人	人
うち、令和4年度新規相談者（ ）人								

Ⅳ. 障害児相談支援		※1 ページ設問[3]の③にチェックした事業所のみ回答のこと				
[1]新規計画作成件数（令和4年度）	件					
[2]機能強化型サービス利用支援費（サービス利用支援費・継続サービス利用支援費）	☐ 機能強化型Ⅰ（利用支援費Ⅰ）の対象 ☐ 機能強化型Ⅱ（利用支援費Ⅱ）の対象 ☐ 機能強化型Ⅲ（利用支援費Ⅲ）の対象 ☐ 機能強化型Ⅳ（利用支援費Ⅳ）の対象 ☐ （複数事業所で協働体制を）確保している ☐ 確保していない ☐ 機能強化型Ⅰ～Ⅳいずれも対象ではない ☐ 障害児支援利用援助費（Ⅰ）の対象 ☐ 障害児支援利用援助費（Ⅱ）の対象					
[3]障害児支援利用計画等の作成件数	1. 障害児支援利用計画作成件数（令和4年度）	うち、自法人のサービスのみ利用				件
	2. モニタリング件数（令和4年度）	うち、自法人のサービスのみ利用				件
[4]モニタリング期間の設定	1. モニタリングの回数の設定の協議 ※該当をすべて選択	☐ ①必ず協議している ☐ ②必要に応じて協議している ☐ ③特に協議していない				
	2. モニタリング回数の設定 ※該当をすべて選択	☐ ①国が示す標準回数（半年に1回又は1年に1回）（旧基準） ☐ ②国が示す標準回数（3ヶ月に1回又は半年に1回）（新基準） ☐ ③個別に回数を決定 ☐ ④その他（ ）				
	3. 個々の年間モニタリング回数（支給決定分）	1回	2回	3回	4回以上	合計
		人	人	人	人	人

V. 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

[1]地域移行支援	☐ ①実施している ☐ ②実施していない	
	実施している場合、地域移行計画の作成実績（令和４年度実績）	件
[2]地域定着支援	☐ ①実施している ☐ ②実施していない	
	実施している場合、地域定着計画の作成実績（令和４年度実績）	件

Ⅵ. 事業所の経営状況

※委託相談支援事業と指定特定相談支援事業を必ず分けて計上すること。
※事務（経理）担当者に確認の上、計上すること。
※支出について法人で一括して会計を行っている場合は、相談支援事業所単体の会計とした場合を想定し、按分して計上すること。
※事業活動計算書を確認の上、計上すること。

		委託相談支援事業	指定特定相談支援事業 (障害児相談含む)	合計
[1]収入 ※昨年度(令和4年度)決算から計上のこと。 ※委託費等収入には相談支援事業のみ計上のこと	① サービス等利用 計画収入		円	円
	② 委託費等収入	円	円	円
	収入計(A) (①+②)	円	円	円
	③ 人件費支出 (専従職員)	▲ 円	■ 円	円
[2]支出 ※昨年度(令和4年度)決算から計上のこと。 ※人件費(兼務職員)については、常勤換算で計算し計上すること。	④ 人件費支出 (兼務職員)	▼ 円	□ 円	円
	⑤ 人件費支出計 (③+④)	▲+▼ 円	■+□ 円	円
	⑥ 事業費支出	円	円	円
	⑦ 事務費支出	円	円	円
	支出計(B) (⑤+⑥+⑦)	円	円	円
	[3]収支差額(A)-(B)	円	円	円
[4]令和3年度の収支差額 ※令和3年度決算の収支差額を記載してください。		円	円	円
[5]その他 ※相談支援事業の決算に計上していない(または一部計上)支出のうち、本来は相談支援事業において支出することが望ましい支出の概算額	① 人件費	円	円	円
	② 事業費	円	円	円
	③ 事務費	円	円	円
	④ その他	円	円	円

Ⅶ. 加算の取得状況（令和４年度実績について回答して下さい）

[1]初回加算	☐ 取得した ⇒ 指定相談支援（ ）件 障害児相談支援（ ）件 【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった ⇒ ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ） ☐ ④申請したが認められなかった
[2]入院時情報連携加算	☐ 取得した ⇒ （ ）件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった ⇒ ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ） ☐ ④申請したが認められなかった
[3]退院・退所加算	☐ 取得した ⇒ （ ）件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった ⇒ ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ） ☐ ④申請したが認められなかった
[4]居宅介護支援事業所等 連携加算	☐ 取得した ⇒ （ ）件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった ⇒ ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他（ ） ☐ ④申請したが認められなかった

[5]医療・保育・教育機関等 連携加算	☐ 取得した  () 件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった  ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他 () ☐ ④申請したが認められなかった
[6] 集中支援加算	☐ 取得した  () 件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった  ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他 () ☐ ④申請したが認められなかった
[7]サービス担当者会議実施 加算	☐ 取得した  () 件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった  ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他 () ☐ ④申請したが認められなかった
[8]サービス提供時モニタリン グ加算	☐ 取得した  () 件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった  ☐ ①申請の手続きに手間がかかる ☐ ②その他 () ☐ ③申請したが認められなかった
[9] 主任相談支援専門員 配置加算	☐ 取得した ☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ 取得しなかった  ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他 ()
[10]行動障害支援体制加算	☐ 取得した ☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ 取得しなかった  ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他 ()
[11]要医療児者支援体制加算	☐ 取得した ☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ 取得しなかった  ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他 ()
[12]精神障害者支援体制加算	☐ 取得した ☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ 取得しなかった  ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他 ()
[13]ピアサポート体制加算	☐ 取得した ☐ ①研修修了者がいない ☐ ②研修修了者はいるが、対応ができないので申請していない ☐ 取得しなかった  ☐ ③申請の手続きに手間がかかる ☐ ④各都道府県・市で研修が実施されていない ☐ ⑤その他 ()
[14] 保育・教育等移行支援 加算	☐ 障害児相談支援を行っていない ☐ 障害児相談支援を行っている  ☐ 取得した  () 件【令和4年度実績】 ☐ 取得しなかった  ☐ ①対象ケースがなかった ☐ ②申請の手続きに手間がかかる ☐ ③その他 () ☐ ④申請したが認められなかった
[15]各種加算の取得における報酬以外での効果について自由にお書き下さい。 (例：利用者の方と会う機会が増えた等)	

VIII. その他	
[1]相談支援事業所における 「自立生活援助事業」の 実施	☐ ①実施している ☐ ②実施していない  ☐ A.今後実施する予定がある (☐ a.申請中 ☐ b.未申請) ☐ B.今後実施する予定はない
[2]地域生活支援拠点等事業	☐ ①地域生活支援拠点等事業所である ☐ ②地域生活支援拠点等事業所ではない  A. 地域生活支援拠点等相談強化加算の取得状況 ☐ a.取得している ☐ b.取得していない B. 地域体制強化共同支援加算の取得状況 ☐ a.取得している ☐ b.取得していない
[3]その他、相談支援事業の実施に際してのご意見等 (三層構造の相談支援体制や基幹相談支援センターとの連携、新型コロナウイルス感染症等への対応等へのご意見等も含む)	

令和5年度 相談支援事業実態調査票【別紙】スタッフ体制記入シート										別紙													
※令和5年4月1日現在の状況でご回答下さい。										※令和5年4月1日付で着任された方については、「1、基本情報」の欄のみご回答ください。													
都道府県			事業所名																				
※都道府県名、事業所名は本体の調査票に記載しているものを転記してください。																							
1、基本情報										2、利用計画、モニタリング、担当利用者数													
項目	性別	年齢 (才)	従事年数		従事内容	従事している相談支援事業の種類	専従・兼務の状況	保有資格										サービス等利用計画・モニタリング (令和4年度実績)	障害児支援利用計画・モニタリング (令和4年度実績)	担当利用者数			
			年	ヶ月				注1)取得している資格について、下部の別表1をご確認のうえ、該当に○を付けて下さい。															
			相談支援の従事年数を記載 ※本事業所に従事している経験がある場合は、その年数も含めること ※基準日付で着任された方については「10年0ヶ月」の記載とすること	1:相談支援業務 2:それ以外	1:相談支援 2:委託相談支援 3:両方(指定+委託)	1:相談支援事業に専従 2:相談支援事業以外と兼務	前項で「2.兼務」を選んだ人の相談支援事業における常勤換算割合を記載(人)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪ (注)	1か月あたり平均のサービス等利用計画作成件数 ※小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで回答のこと	1か月あたり平均の障害児支援利用計画作成件数 ※小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで回答のこと	1か月あたり平均のモニタリング件数 ※小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで回答のこと	※基準日時点で担当している人数を計上すること ※なお、主担当、副担当などの体制で副担当になっている場合は、その人数は計上しないこと	
例	1	38	12	5	1	3	2	0.5	○										9.5	15.5	2.2	5.3	30
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
別表1										①相談支援専門員 ②主任相談支援専門員 ③保健師 ④看護師・准看護師 ⑤精神保健福祉士 ⑥介護福祉士 ⑦社会福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨公認心理師 ⑩保育士 ⑪その他専門職(注:具体的な保有資格を枠内にお書きください。)													